

第4章 フォローアップ体制の構築等

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報共有・共有方策

(1) 庁内推進体制の構築

将来に向けて、施設総量の適正化や適正な公共施設等の維持・更新を図っていくためには、所管部署だけでの対応は困難であり組織の横断的な連携が必要です。本計画を効率的かつ効果的に推進していくため、所管部署と管財部署との横断的な連携・支援などを図ることができる体制を構築します。

(2) 財政部局との連携

公共施設等マネジメントを効率的かつ効果的に推進していくためには、財政部局との連携が必要不可欠であり、新たに必要となる経費等については、全体の予算編成を踏まえて検討します。

(3) 市民との情報共有

公共施設等を介した行政サービスのあり方や建物の老朽化等に伴う適正化については、市民と行政の相互理解や共通認識を形成するとともに、市民協働を積極的に推進することができるように努めます。そのために、市民アンケート等による啓発活動、市民ニーズの把握、広報やホームページ等での情報共有等を行います。

(4) 職員の意識改革

全庁的に公共施設等のマネジメントを推進するためには、職員が公共施設等の現状やマネジメントの導入意義を十分理解し、経営的な視点に立った施設総量の適正化や効果的な維持管理へ方向転換を図っていくとともに、職員自らが創意工夫していくことが重要です。そのため、職員に対し、現状の周知や研修を行うよう努めます。

(5) 市域を超えた広域連携

将来の公共施設等のあり方を検討する際には、周辺自治体との連携による効率的な運営の観点から、市域内で全ての必要機能を整備・運営するという考え方に捉われず、隣接する自治体を含む広域的な視野を持って公共施設等の相互利用等の検討を積極的に行います。

2. フォローアップの実施方針

公共施設等マネジメントに関する施策において、総合計画、行政改革大綱などの上位計画と整合を図りつつ、今後、人口構造や社会情勢の変化も予測されることを踏まえ、市としてのあるべき行政サービス水準を考慮しながら、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル等を活用し、その都度、進捗管理や見直しを行い、継続的かつ効果的な取り組みを推進します。また、PDCA サイクルによる評価を踏まえ、本計画、関連計画などの見直しを適切に行います。

3. 新地方公会計整備との関係

本市では、平成 29 年度を目途に新地方公会計制度の導入が進められており、これに伴い整備される固定資産台帳を活用し、公有財産の保有状況や行政サービスにかかるコスト情報を正確に把握することにより、より精緻な公共施設等の管理や保有量の調整、コスト削減の検討を行います。

4. 新たな取り組みの推進

公共施設等マネジメントを推進する際には、PPP や PFI 等の民間活力の導入が適しているかを適正に検討したうえで、積極的に民間資金やノウハウを導入し、質の高い公共サービスの提供、財政負担の縮減に努めます。

なお、本市では、学校給食センターにおいて PFI 手法を導入しており、効果が確認されています。

5. ロードマップ

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための行動計画にあたる本計画は、平成 27 年度・平成 28 年度の 2 年間で策定したものです。今後、将来の公共施設等のあり方を具体的に示し、公共施設等の長寿命化や縮減目標等を達成するために、「個別施設計画」を平成 32 年度までに策定するものとします。

個別施設計画は、施設類型別に統廃合、用途変更、民間移譲及び廃止等の考え方をまとめ、公共施設として存続するものについて長寿命化を図ることを目的としています。

個別施設計画の策定は、施設により違いはありますが、標準的な流れは次のとおりです。

◆類型別施設の規模の適正化についての検討

- ・施設評価
- ・課題の洗い出し
- ・あり方の検討
- ・具体的方策の決定

◆長寿命化計画の策定

- ・建物評価
- ・長寿命化の検討
- ・維持管理、改修、更新の検討

公共施設等総合管理計画の計画期間は15年と長期に渡るため、5年ずつ3期に分け、各期に取組方針を定め、削減目標の達成に向けて計画的に進めていきます。

